

平成 22 年 2 月 10 日制定  
平成 22 年 9 月 17 日改正  
平成 25 年 10 月 31 日改正  
平成 27 年 5 月 15 日改正  
平成 28 年 12 月 12 日改正  
平成 29 年 2 月 1 日改正  
平成 30 年 11 月 8 日改正

## 地方独立行政法人青森県産業技術センター研究評価実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人青森県産業技術センターが、県内産業の振興と県民生活の向上に貢献できる研究を効果的・効率的に実施していくため、研究評価を行うこととし、それに必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第 2 条 研究評価の対象は、「戦略推進事項」に基づく研究のうち「開発研究」、「役員特別枠研究」、「県重点枠研究」、「公募型研究」、「受託研究」（以下これらのものを「戦略課題」という。）及び「重点推進事項」に基づく研究のうち「開発研究」、「役員特別枠研究」（以下これらのものを「重点課題」という。）の 2 研究区分とする。

(評価の実施機関と評価者)

第 3 条 理事長は、副理事長、理事、企画経営室長、総括企画経営監及び各部門の企画経営監で構成する研究推進会議を開催し、全ての評価対象研究について、法人内部における研究評価（以下「内部評価」という。）を行う。

2 理事長は、外部の有識者で構成する研究諮問委員会を設置し、内部評価を行った研究のうち、第三者による、より客観的な評価を行う必要がある「戦略課題」と「重点課題」について、外部の有識者による評価（以下「外部評価」という。）を受けさせる。

3 理事長は、前項の外部評価のために、専門的、技術的な評価を行う専門委員を研究諮問委員会に置くことができる。

4 研究諮問委員会の設置、運営のために必要な事項については、別に定める。

(評価の区分とその実施時期等)

第 4 条 研究評価は、次の各号に定める区分ごとにそれぞれの時期において行う。

(1) 事前評価 新たな予算措置を伴う新規の研究にあつては、着手する年度の当初予算決定前

(2) 中間評価 実施中の研究にあつては、翌年度の当初予算決定前  
ただし、研究諮問委員会による評価は、研究の実施中にある程度の成果が把握できる時期の翌年度の当初予算決定前

(3) 事後評価 終了した研究にあつては、その終了年度又はその翌年度の可能な限り早い時期

(評価の項目と基準)

第5条 研究評価の項目は、次の各号に掲げる評価の区分ごとに定める。

- (1) 事前評価 ①研究実施の必要性、②成果目標の妥当性、③研究の新規性・独創性、④研究計画の妥当性、⑤成果の波及効果
- (2) 中間評価 ①研究の進捗、②情勢変化の把握と対応、③成果目標達成の可能性、④今後の計画の妥当性、⑤成果の波及効果
- (3) 事後評価 ①成果目標の達成状況、②成果の波及効果、③実用化、フォローアップ状況または計画の妥当性

2 前項各号に掲げる評価項目と評価内容については、別表1～3のとおりとする。

(内部評価の実施)

第6条 評価対象となる研究を所管する研究所長（以下「研究所長」という。）は、研究課題シート（第1号様式）を作成し、各部門の総合研究所長を経由して理事長に提出する。

- 2 理事長は、研究推進会議を開催し、研究所長等に評価対象の研究課題の内容について説明を行わせる。
- 3 研究推進会議の委員は、「戦略課題」と「重点課題」について別表1～3の基準に従い研究評価書（第2号様式）により、当該研究を評価する。
- 4 事務局は各委員の評価結果を取りまとめ、別表4により当該研究課題の評価案を作成する。
- 5 理事長は、研究推進会議の各委員の研究評価書と事務局が作成した評価案を基に最終評価を行い、研究評価結果書（第3号様式）により、研究所長に対して評価結果を通知するとともに必要に応じて研究計画等の修正を指示する。
- 6 研究所長は、研究評価結果書に基づき、研究課題シート等について、必要な修正を行い、理事長へ提出する。

(外部評価の実施)

第7条 理事長は、研究推進会議で内部評価を行った「戦略課題」と「重点課題」のうちから、より客観的、かつ、多面的な評価が必要と判断した研究課題について、外部評価を行う。

- 2 前項の規定により外部評価を行おうとする研究課題について、研究諮問委員会の委員（専門委員を含む）の参考資料として、研究評価結果書、研究課題シート、その他必要と認める資料を用いる。
- 3 理事長は、研究諮問委員会において、担当研究部長等に、研究課題シート等について説明を行わせる。
- 4 研究諮問委員会の委員（専門委員を含む）は、別表1～3の基準に従い研究評価書により、当該研究を評価する。
- 5 研究諮問委員会の長は、各委員の研究評価書を基に最終的な評価を行う。
- 6 研究諮問委員会の長は、前項の研究評価書をまとめた研究評価結果書を作成し、理事長に提出する。

- 7 理事長は、外部評価結果を所管する研究所長に通知するとともに必要に応じて修正や対応を指示する。
- 8 研究所長は、当該評価に係る研究計画の改善、実施の是非、成果の活用方策等を判断してその内容を理事長に提出し、理事長は必要に応じて研究諮問委員会の長に報告する。

(研究推進会議委員等の責務)

第8条 研究推進会議の委員並びに研究諮問委員会の委員（専門委員を含む）は、厳正な評価に努めるとともに、評価に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(評価結果の活用)

第9条 研究所長は、研究評価の結果を基に、当該研究所における研究計画の適正化、研究開発資源の見直し、成果の実用化・応用化の促進等、可能な限りその結果を活用する。

(評価結果の公表)

第10条 理事長は、研究評価の結果を取りまとめ、ホームページで公開するなど、その内容を県民、企業等に広く公表する。

- 2 前項の規定による公表に当たっては、個人情報、知的財産権等に配慮し、取り扱いには十分留意する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月31日から施行する。ただし、平成25年度で終了する研究事業の事後評価は、改正前の規程を適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日より施行する。

付 則

この要綱は平成30年11月8日から施行する。ただし、平成30年度で終了する研究事業の事後評価は、改正前の規程を適用する。

別表1 「事前評価」における評価項目と評価内容

評価項目	評価内容	a評価	b評価	c評価	d評価
1. 研究実施の必要性	社会情勢や県民ニーズからみて、または今後の実用化研究に向け、現時点で研究を実施する必要があるか	必要性は高い	ある程度の必要性はある	必要性は低い	必要性はない
2. 成果目標の妥当性	目標は明確で、かつ、その水準は妥当か	妥当である	ある程度の妥当性はある	妥当性は低い	妥当性はない
3. 研究の新規性・独創性	研究の内容が新たな発想や手法によるものか、または、既存技術の改善や組合せにより現状を改良するものか	新規性・独創性は高い	ある程度の新規性・独創性はある	新規性・独創性は低い	新規性・独創性はない
4. 研究計画の妥当性	目標達成に向けた研究年次計画は妥当か	妥当である	ある程度の妥当性はある	妥当性は低い	妥当性はない
5. 成果の波及効果	得られた成果の県民や地域産業への貢献、または、実用化研究への発展や研究分野の質的向上が期待できるか	期待できる	ある程度の期待はできる	あまり期待できない	期待できない

別表2 「中間評価」における評価項目と評価内容

評価項目	評価内容	a評価	b評価	c評価	d評価
1. 研究の進捗	研究は年度計画に対し、計画どおり行われているか	計画どおりである	ある程度は計画どおりである	あまり計画どおり進んでいない	計画どおり進んでいない
2. 情勢変化の把握と対応	現時点での研究情勢を把握し、これについて対応しているか	情勢を把握し、対応している	情勢を把握し、ある程度は対応している	情勢の把握と対応が不十分である	情勢を把握した対応ができていない
3. 成果目標達成の可能性	研究期間内に目標に到達する可能性は高いか	可能性は高い	ある程度の可能性はある	可能性は低い	可能性はない
4. 今後の計画の妥当性	現時点での進捗からみて、今後の研究計画は妥当か	妥当である	ある程度の妥当性はある	妥当性は低い	妥当性はない
5. 成果の波及効果	現時点での情勢及び進捗からみて、成果の波及効果は期待できるか	期待できる	ある程度は期待できる	あまり期待できない	期待できない

別表3 「事後評価」における評価項目と評価内容

評価項目	評価内容	s評価	a評価	b評価	c評価	d評価
1. 成果目標の達成程度	目標とする成果目標の達成状況	目標を上回る成果が得られた	目標どおりの成果が得られた	概ね目標どおりの成果が得られた	ある程度は目標には到達した	目標とする成果は得られていない
2. 成果の波及効果	得られた成果の県民や地域産業への貢献、または関連する研究分野への波及は期待できるか	既に波及効果がみられている	期待できる	概ね期待できる	ある程度は期待できる	あまり期待できない
3. 実用化、フォローアップ状況、または計画の妥当性	フォローアップも含めた成果の実用化、または実用化研究への発展の状況、または計画の妥当性	実用化または実用化研究の実績がある優れた研究である	実用化または実用化研究に結びつく計画である	概ね実用化または実用化研究に結びつく計画である	ある程度は実用化または実用化研究に結びつく計画である	実用化または実用化研究への可能性は低い

別表4 各評価基準とその対応

①事前・中間評価

評価	得点率	事前・継続評価での対応
A	90～100%	計画どおり実施
B	65～90%未満	内容を若干修正して実施
C	40～65%未満	内容を大幅に修正して実施
D	40%未満	実施を認めない

②事後評価（a評価を100%とした）

評価	得点率	事後評価(概念)
S	115～125%	目標以上の成果が得られた
A	90～115%未満	目標どおりの成果が得られた
B	65～90%未満	概ね、目標どおりの成果が得られた
C	40～65%未満	ある程度の成果が得られた
D	40%未満	成果は得られなかった